

第6回 岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和5年2月2日（木）13：30～14：15

2 開催場所

岩手県民会館 第3会議室（盛岡市内丸13-1）

3 出席者

【委員（敬称略、50音順）】

佐藤 康

塚本 善弘（特別部会長）

【専門委員（敬称略、50音順）】

田村 泰俊

宮井 久男

【事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課）】

総括課長 佐藤 義房

生活衛生担当課長 阿部 規子

主事 八重樫 勇斗

4 議題

(1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について

○ 塚本特別部会長

最初に議事の『(1) 住宅宿泊事業法施行条例の施行状況等について』事務局から、説明をお願いします。

(事務局：資料1から追加資料②により説明)

○ 塚本特別部会長

それでは事前配布資料並びに本日配布資料に基づき説明内容について、御質問・御意見があればお願いします。

○ 田村委員

最後の事前質問の中で、神奈川県条例にも見直し規定が入っているとのことでしたが、おそらく、所管課としてはこの宿泊事業法の施行条例という形で見ると思います。

一方で、神奈川県では、全庁的な条例の見直しという制度を持っていて、確か、5年に1回とか、条例について維持するのか改正が必要なのか廃止するのかというのを毎年、3月31日付けで公表していると思います。

かつては全部の条例についてやっていたが、最近は見直し規定のある条例についてだけ行

うということでやっていました。従って、逆にいうと、条例が立案施行される際は県の方針としてそういう方針だから、見直し規定をほぼ自動的に入れるようになっている可能性が高いわけです。だから、この条例に関して見直しが必要だからということではなく、要するに全庁的に神奈川県全体の方針として、そういう条例の見直し制度との関係で、それで見直し規定が置かれるということなので、おそらく宿泊事業法との関係で置いているものではないと。そういう見方をしておいた方が安全なような気がします。

他の県のことなので内部事情がこちら分かるわけではないですが、例年公表されているものと、そういうふうに見直し規定のあるものに限り、見直しを行うという風になっていたもので、逆に言えば、見直しの対象となることは考えられないですから、今の全国的な状況ですと。

従って、そういうことで、宿泊事業法の内容からいって入ったものではないというふうに我々は見えておいたほうが安全かなという気がします。

○ 事務局

ありがとうございます。

○ 宮井委員

青森県も5年ごとに、と入っていたような気がします。そういう関係もあるのかと思うのですが。他の県はほとんどやっていないのですね。

○ 事務局

そうですね。条例を制定している都道府県自体が18しかありません。その中でさらに条例の附則等で示しているのは、なかなか少ない状況です。

○ 塚本特別部会長

資料1の3ページ目のですね②のところ、民泊制度運営システムの未利用者が多いということですが、未利用者が多い理由としては、システム自体がなかなか使い慣れてないと難しいのか、それとも入力しなければならない頻度が多すぎて面倒なのか、その辺はどうですか。

○ 事務局

インターネットを通して入力するようなシステムになっているので、保健所からはそういった形で利用するように促しているところではあるとは思いますが、やはりそういったインターネットを通してというところが苦になっているのかと思われまます。実際に詳しく事業からのヒアリング等を行えていないので正確には把握できていないような状況です。

○ 塚本特別部会長

個人経営とかが多いので、忙しすぎてとかそういうのが多いのですかね。

普通のホテルだとか旅館業も同じようなシステムで入力されているのですか。

○ 佐藤委員

そうですね、我々の場合ですと大体そういうことをやっていますけれども、民泊さんに関してはちょっと直接分かりませんが、そもそもやはり民泊さんにとっては相当ハードルの高い形で、いろいろ出しているというのが事実です。

それをやっぱり変えたいというふうなお話も出ていましたけども、ただ結果として今は簡易宿泊所のほうに大分流れてしまっているものですから、今年あたり、どういうふうにならなるものなのか。旅館組合本部の民泊部会のほうでも、何らかのまた解決策は考えておるようです。

○ 塚本特別部会長

では1点、資料2ページの下のところですね、2段目になりますけども、コロナの影響で二極化が進んでいる地域があるという表現がありました。一定の地域の中で利用者が多い民泊とそうでない民泊とに分かれているという意味ですか。

○ 事務局

そうですね。保健所のヒアリングで記載があったのは、同じ保健所管内の施設の中で、そもそもコロナ禍で営業日数を減らして消極的に営業している施設と、一方で全国旅行支援の対象施設となり、積極的に宿泊日数を伸ばしている施設が、同じ管内に存在するというような状況でした。

○ 塚本特別部会長

ひとつの地域の中で業績の違いがあると。ある地域では結構利用者が多くて、別の地域では利用者が少ないというわけではないということでしょうか。

○ 事務局

全体でみればそういった傾向もありますし、ひとつの地域の中ですらも施設によって違うという状況です。

○ 塚本特別部会長

全体的に地域に差があるように見えるというのは、どういった地域に起きているとか、そのあたりは分かりますか。やっぱりその、観光地だとか、都市部だとかそういう感じでしょうか。

○ 事務局

ちょっと、すぐにどこの地域かという資料はないですが、保健所によっては宿泊実績が回復しているような意見がなく、相変わらず減少傾向ですというような保健所もありました。

○ 塚本特別部会長

それからあと3ページ目ですね、資料1の一番下の⑤のところ、コロナウイルス感染症

対策に非協力的な宿泊者の宿泊を拒否する要件という話ですが、拒否する統一的な要件は出ていましたか。

○ 事務局

現時点ではありません。旅館業法において、国のほうでそういった一定の要件を設けて、感染症対策に協力的ではない宿泊客の宿泊拒否、又はその疑いのある方の宿泊拒否ができるようにという動きがあったのですが、旅館業法のほうに関してもそれについては一応、国のほうで検討した結果、法律として改正が成立にならなかったという状況があるので、おそらくそういった流れがあった中で民泊についても同じような話がでてきたのではと思いますが、もちろん民泊についてもそういった要件は定められていないような状況です。

○ 塚本特別部会長

相談のあった事業者さんはコロナを心配されてということですよ。

○ 田村委員

余計なことをいうと、旅館業法は宿泊拒否できないという規定になっていますよね。その見直しを考えるとということですが、法全体からいうと、明治維新の時に江戸時代のほうとは縁を切るわけですよ、全体的にはね。

ところが、宿泊拒否をしてはならないという規定は、江戸時代の規定なのです。それが引き継がれるのですよ。従って、江戸時代に、こう歩いていくわけでしょ、宿屋なんて他にないわけですよ。そこで宿泊拒否をされると困るところでできた規定で、今みたいにあちこちにホテル・旅館があるような時代にそもそも合わないのではという意見もありますね。

それが今回、顕在化しているわけですよ、コロナでね。だから、珍しい規定なのです、江戸時代のものが残っているというね。独特の名前ですよ、江戸時代の規定の何とかという規定の。まずすみません、余計なこと。

○ 佐藤委員

それこそ、あの平成になってからですよ。それまでの江戸時代のですね、旅館もいわゆる風俗の扱いとしてとられてました。それを改正するので、我々業界もみんな動いたのですけれども、まさに、江戸時代のを引き継いでいたのです。

ですから、全部が全部、今、先生がおっしゃるように、根本的なところを変えないと、どうにもならないのですよ。

相当、今回、宿泊拒否に関しても、我々旅館組合の他に、温泉協会、それから旅館協会の3団体で動いたのですけれども、結局だめでした。

○ 田村委員

だから、あまりにも時代に合わないところが出てきているのですよね、そういうものだから。

だから江戸時代の規定が、今の法に生きているっていうのは、ほとんどないです。あとは地方自治法の境界確定とかね。あれ、裁判所の判決で、江戸時代の村の単位で確定するとい

うことですからね。あとは、建築基準法の階段、最低の。
ですから、旅館業法は珍しいものの1つですよ。

- 塚本特別部会長
他に、質問、御意見等あればお願いします。

- 塚本特別部会長
では、4ページ目の①のところですが、1年で大きく変わらないので、もう少し期限を長くしてもいいのではとあるわけですが、これまでに、岩手県内で1年経たずに大きく状況が変わって、なんとかしなきゃいけないとかそういう状況が生じたケースはありましたか。

- 事務局
昨年度の、条例改正の要否の検討の段階でも、事業者ヒアリング等を行ったのですが、そういった形でそれぞれ1年もあれば状況が変わるといような意見もありますし、都市部とそれ以外の地域の違いもあり、1年では状況は変わらないという意見もあり、意見が分かれているところではありますけども、1年で、大きく制限を外れる等の動きがあったというのは今のところ把握しているものはないです。

- 塚本特別部会長
将来的に、いつ何が起きるか分からないので、こういう規定は残しておくということですね。

- 事務局
1年ごとに確認する機会を設けるということで、現在は1年という期限になっているところですよ。

- 塚本特別部会長
他に、質問・意見等はないでしょうか。
特にないようでしたら、議題(1)に関する質疑応答を以上で終わりにしたいと思います。
では次に、5のその他ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

- 塚本特別部会長
では特にないようですので、以上を持ちまして、議事等の進行を終了させていただきたいと思っております。
それでは、進行を事務局のほうに返したいと思っております。

- 事務局
ありがとうございました。それではですね、様々な貴重な御意見をいただき本当にありがとうございました。
以上を持ちまして、本日の住宅宿泊事業特別部会の全日程を終了させていただきたいと思

います。本日はありがとうございました。